

指定外人間ドック用

指定外人間ドックとは、**指定外医療機関**で人間ドックを受診する場合 又は **指定医療機関**で **指定外人間ドック**を受診する場合を指します。



人間ドックを受けられる方へ

目的

人間ドック検診費補助は、坂戸市国民健康保険の保健事業の一環として、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見、生活習慣病予防及び自主健康管理の向上と、健康保持増進を図ることを目的としています。

対象者

坂戸市国民健康保険に加入している満30歳以上の方で国民健康保険税を完納（納期到来分）されている方

補助金額

検査料の3分の2を補助します。（100円未満は切り捨て **上限20,000円**）

※ 検査料とは・・・総検査料（オプション等を含む）から消費税を引いた額



申請方法

- ① 坂戸市の指定医療機関以外で人間ドック検診を受診又は、坂戸市の指定医療機関で指定外人間ドック検診を受診します。
 - ② 申請時に必要なものを揃え、健康保険課窓口に来庁します。
 - ③ 「生活習慣に関する質問票」を記入し、人間ドック検診費補助申請をします。
- ※ 申請から約1か月後に補助金が交付されます。

申請に必要なもの

- ・領収書（人間ドック受診の記載があるもの）
- ・人間ドック検査結果
- ・受診者名義の預金通帳
- ・印鑑
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）



留意事項

- ・補助は、年度内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）1人1回を限度とします。
 - ・受診時に資格を喪失している場合は、補助の対象となりませんので、御留意ください。
- 御不明な点については、下記までお問い合わせください。

